

HSBC プレミア チャイルド・アカウント規定

HSBC プレミア チャイルド・アカウント規定（以下「本規定」といいます）は、HSBC プレミア・アカウント（以下「プレミア・アカウント」といいます）をお持ちのお客様（以下「主口座名義人」といいます）のお子様（以下「本件口座名義人」といいます）が、当行国内支店において開設するプレミア・アカウント（以下「チャイルド・アカウント」といいます）で行う取引について、当行の取扱いを記載したものです。

第1条 チャイルド・アカウントの開設

1. チャイルド・アカウントは、チャイルド・アカウント開設のお申込みの時点で、以下の全ての条件が満たされている場合にのみ開設することができるものとします。
 - ① 主口座名義人が、本規定ならびに HSBC プレミア 一般取引規約および関連各規定を承認のうえで、本件口座名義人のチャイルド・アカウント開設について同意していること。
 - ② 主口座名義人が、日本においてプレミア・アカウント（以下「主口座」といいます）を保有しており、かつ当行所定の HSBC プレミア基準を満たしていること。
 - ③ 本件口座名義人が、日本国籍を有していること、または、日本に居住していること。
 - ④ 本件口座名義人が、満 6 歳以上満 20 歳未満であること。
2. チャイルド・アカウントの開設に当たっては、主口座名義人および本件口座名義人が、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、当行所定の必要書類とともに、当行に申込むものとします。なお、提出された書類に不備がある場合、当行は、チャイルド・アカウントの開設をお断りすることや、追加の資料等の提出をお願いすることがあります。

第2条 チャイルド・アカウントにおける取扱い取引

チャイルド・アカウントにおいては、円普通預金口座における取引およびこれに付随する取引として当行が認めた取引、ならびに円定期預金取引のみを取扱います。外貨預金、ストラクチャード預金、投資信託、保険商品、クレジットカード、自動貸越サービス等の取引は取扱いません。

第3条 チャイルド・アカウントの資金および取引権限

1. チャイルド・アカウントに入金される資金は、本件口座名義人本人の資金に限ります。
2. 本件口座名義人は、チャイルド・アカウントの預金の払戻請求権限を有するものとします。また、かかる払戻しによって取得した資金を用いて、当行との間で、円定期預金、送金、振替、または外貨現金購入の各取引を行うことができるものとします。
3. 主口座名義人は、次の各事項についてあらかじめ承認するものとします。
 - ① チャイルド・アカウントの預金については、本件口座名義人が処分権限を有するものであり、本件口座名義人単独で払戻しの請求ができること。
 - ② 本件口座名義人が、チャイルド・アカウントから払戻した資金を用いて、当行との間で、円定期預金、送金、振替または外貨現金購入の各取引を実行する権限を有すること。
 - ③ 本件口座名義人によって実行された前 2 号に基づく取引について、何ら異議を述べないこと。
 - ④ 本件口座名義人以外の者（主口座名義人を含みます）が、チャイルド・アカウントの預金の払戻請求権限を有さないこと。
4. チャイルド・アカウントに、主口座名義人その他の第三者の資金が入金されている疑いがあると当行が判断した場合、当行は、主口座名義人および本件口座名義人に連絡する

ことなく、借名口座の疑いがあるとの当局への届出や取引の停止等、当行が必要と認める措置を取ることができるものとします。これらの措置により本件口座名義人または主口座名義人その他の第三者に生じた損害について、当行は一切責任を負いません。

第4条 店頭取引

本件口座名義人は、当行国内支店の店頭で、当行が認めた取引を実行することができるものとします。但し、チャイルド・アカウントの店頭における払戻および送金について、本件口座名義人は、当行所定の手続により主口座名義人の同意を得た場合に限り実行することができるものとします。

第5条 キャッシュカード取引

1. 主口座名義人および本件口座名義人共同のお申込みがあった場合には、チャイルド・アカウントにおいて、本件口座名義人の HSBC プレミア インターナショナル・キャッシュカード（以下「キャッシュカード」といいます）を発行します。なお、チャイルド・アカウントでは、代理人キャッシュカードは発行しません。
2. チャイルド・アカウントにおけるキャッシュカード発行に際して、主口座名義人および本件口座名義人は、一日当りの引出限度額を設定するものとします。また、設定された引出限度額を増額するときには、当行所定の手続きに従って、主口座名義人および本件口座名義人の連名により変更を依頼するものとします。ただし、引出限度額の減額は、当行所定の手続きに従って、主口座名義人単独で変更を依頼することができるものとします。

第6条 インターネットバンキング取引およびテレフォンバンキング取引

1. 主口座名義人および本件口座名義人共同のお申込みがあった場合には、チャイルド・アカウントにおいて、HSBC インターネットバンキングおよび HSBC プレミア テレフォンバンキングによる取引を取扱います。この場合、パスワードおよびワンタイム・パスワード生成機は、本件口座名義人に対して発行します。
2. チャイルド・アカウントにおける HSBC インターネットバンキング取引のお申込みに際して、主口座名義人および本件口座名義人は、HSBC インターネットバンキングを通じて行われる一日当りの送金限度額を設定するものとします。また、設定された送金限度額を増額するときには、当行所定の手続きに従って、主口座名義人および本件口座名義人の連名により変更を依頼するものとします。ただし、送金限度額の減額は、当行所定の手続きに従って、主口座名義人単独で変更を依頼することができるものとします。
3. チャイルド・アカウントにおける HSBC プレミア テレフォンバンキングでは、送金・振込のお取扱いをいたしません。

第7条 チャイルド・アカウントのお取引明細書等

1. チャイルド・アカウントのお取引明細書その他の通知は、本件口座名義人のお届出住所に郵送します。ただし、本件口座名義人および主口座名義人の同意を得て、電磁的方法により交付する場合を除きます。なお、主口座名義人は、チャイルド・アカウントの口座残高および取引履歴の照会を、当行国内支店または HSBC プレミア コールセンターを通じて、行うことができるものとします。
2. 当行は、主口座名義人またはその配偶者もしくは他に本件口座名義人の親権者もしくは後見人がいる場合には当該親権者もしくは後見人（以下、当該配偶者および当該親権者もしくは後見人を総称して「配偶者等」といいます）の請求があった場合には、チャイルド・アカウントおよびその取引に関する情報を、当該請求を行った主口座名義人また

は配偶者等に開示することができるものとします。ただし、かかる開示については、当行所定の手数料が必要となる場合があります。また、配偶者等からの請求について、当行は、当行所定の本人確認手続きを経た場合に限り、これを受付けます。

3. 本件口座名義人は、前2項に基づく主口座名義人および配偶者等に対するチャイルド・アカウントおよびその取引に関する情報の開示について、なんら異議を述べないものとします。

第8条 **チャイルド・アカウントに関する届出事項の変更・紛失届等**

1. チャイルド・アカウントの届出事項の変更については、原則として、主口座名義人および本件口座名義人の連名により、当行所定の手続きに従って、当行に届出るものとします。ただし、当行が緊急またはやむを得ない事情があると認める場合には、本件口座名義人単独または主口座名義人単独での変更届出を受付けます。
2. 前項ただし書に基づき、本件口座名義人から単独で届出住所の変更の届出があった場合、当行は当該住所変更について、主口座名義人に通知することができるものとします。ただし、当行は、かかる通知の義務を負うものではありません。
3. 第1項ただし書に基づき、主口座名義人から単独での届出事項の変更があった場合には、当行は、速やかに本件口座名義人に、変更の届出があった旨を通知するものとします。
4. チャイルド・アカウントにおいて使用される印鑑、キャッシュカード、またはワンタイム・パスワード生成機の紛失については、本件口座名義人が単独で、または、主口座名義人および本件口座名義人の連名で、当行所定の手続きに従って、当行に届出るものとします。
5. 前項の届出の後、新たにチャイルド・アカウントにおいて使用する印鑑の登録、またはキャッシュカードもしくはワンタイム・パスワード生成機の発行については、主口座名義人および本件口座名義人の連名により、当行所定の手続きに従って、再登録または再発行を受けるものとします。ただし、当行が緊急またはやむを得ない事情があると認める場合には、本件口座名義人単独で、再登録または再発行を受けることができるものとします。
6. 前項ただし書に基づき、本件口座名義人が単独で印鑑の再登録またはワンタイム・パスワード生成機の再発行を受けた場合、当行は当該住所変更について、主口座名義人に速やかに通知するものとします。

第9条 **チャイルド・アカウントにおける払戻停止**

1. 主口座名義人または配偶者等は、本件口座名義人による取引を継続することができない特段の事情がある場合に限り、本件口座からの預金払戻しの停止を請求することができるものとします。ただし、配偶者等からの請求について、当行は、当行所定の本人確認を完了した場合に限り、これを受付けます。
2. 当行は、前項の請求を受付けた場合には、当該請求に関する特段の事情について何らの調査を要することなく、速やかにチャイルド・アカウントからの預金の払戻停止措置を講じるものとします。なお、かかる措置が講じられる前に本件口座名義人または第三者に生じた損害、およびかかる措置によって本件口座名義人または第三者に生じた損害について、当行は一切責任を負いません。
3. 当行が前項に基づき預金の払戻停止措置を講じて以降、本件口座名義人は、以下のいずれかの場合に限り、チャイルド・アカウントから預金を払戻すことができるものとします。
 - ① 主口座名義人が、当行所定の書式を用いて、本件口座名義人によるチャイルド・アカウントにおける取引を、第3条第2項に準じて承認した場合。ただし、配偶者等が当

該停止措置を請求した場合には、主口座名義人および当該配偶者等が承認したときに限ります。

- ② 本件口座名義人が満 20 歳になった場合。
- ③ 次条に従って、チャイルド・アカウントが解約された場合。

第10条 チャイルド・アカウントの解約

1. 主口座名義人および本件口座名義人が連名で、当行所定の方法により解約を申し出た場合にはいつでも、チャイルド・アカウントを解約できるものとします。
2. 日本国籍を有さない本件口座名義人が日本の居住者でなくなった場合、主口座名義人および本件口座名義人は、当行所定の方法により解約を申し出て、チャイルド・アカウントを解約するものとします。
3. 主口座名義人が主口座を解約する場合、主口座名義人および本件口座名義人は、当行所定の方法により解約を申し出て、チャイルド・アカウントを解約するものとします。
4. 主口座名義人が死亡した場合、本件口座名義人および配偶者等は、当該死亡後 1 ヶ月以内に当行に通知するものとします。このとき、配偶者等が第 1 条第 1 項第 1 号および第 2 号の条件を充足し、かつ、当該配偶者等が当行所定の手続を取った場合には、本件口座名義人のプレミア・アカウントは、チャイルド・アカウントとして継続することができるものとし、当該配偶者等は、本規定のすべての目的において、主口座名義人として取扱われるものとします。それ以外の場合には、本件口座名義人および配偶者等は、当行所定の方法により解約を申し出て、チャイルド・アカウントを解約するものとします。
5. 前各項に基づくチャイルド・アカウントの解約の申し出の時点で、前条第 1 項に基づき配偶者等から払戻停止措置請求がされている場合には、当該配偶者等も当該解約について同意しているときに限り、チャイルド・アカウントが解約されるものとします。
6. 前各項に基づき、チャイルド・アカウントが解約された場合、解約資金（送金手数料等がかかる場合には、その額を控除した後の金額）は、解約の申し出において指定された方法に従って払戻します。
7. 主口座名義人が第 1 条第 1 項第 2 号所定の条件を相当の期間継続して満たさなかった場合、当行は、チャイルド・アカウントからの預金払戻しの停止を含めた取引の制限、その他当行が必要と認める措置を講じることができるものとします。なお、当行がかかる措置を講じたことにより、本件口座名義人または主口座名義人その他の第三者に生じた損害について、当行は一切責任を負いません。
8. 第 2 項から第 4 項の規定に反してチャイルド・アカウントが解約されない場合、当行は、チャイルド・アカウントからの預金払戻しの停止を含めた取引の制限、その他当行が必要と認める措置を講じることができるものとします。なお、当行がかかる措置を講じたことにより、本件口座名義人または主口座名義人その他の第三者に生じた損害について、当行は一切責任を負いません。

第11条 チャイルド・アカウントの終了

1. 本件口座名義人が満 20 歳になった場合、本件口座名義人はチャイルド・アカウントとしてプレミア・アカウントを保有することができなくなるもの（以下「チャイルド・アカウントの終了」といいます）とします。この場合、当該チャイルド・アカウントは、主口座との関係において HSBC プレミア・ファミリー・アカウントに変更されるものとします。ただし、かかる変更の際して、当行所定の手続が必要となる場合があります。
2. チャイルド・アカウントの終了に伴い、主口座名義人による第 7 条第 1 項に基づく、チャイルド・アカウントの口座残高および取引履歴の照会、ならびに、主口座名義人および配偶者等による第 7 条第 2 項に基づく情報の開示および第 9 条第 1 項に基づく払戻停止

措置の請求はできなくなるものとします。また、チャイルド・アカウントの終了前において、主口座名義人および本件口座名義人の共同名義で行うこととされていた手続は、本件口座名義人単独でできるようになるものとします。

第12条 主口座名義人の補償責任

チャイルド・アカウントにおける取引に関連して、当該取引が無効であることまたは取消されたことその他理由のいかんを問わず、当行が本件口座名義人または第三者に対して損害賠償の責任を負担することとなった場合、主口座名義人は、当該責任により当行が負担した金額相当額を、当行の請求に従い補償するものとします。ただし、当行の損害賠償責任が、当行による本規定の違反その他当行の責めによって生じたものである場合、主口座名義人は、当行の当該責めの限度で、かかる補償の義務を免れるものとします。

第13条 口座維持手数料

チャイルド・アカウントには、口座維持手数料はかからないものとします。

第14条 規定の準用

1. 本規定は、チャイルド・アカウントに関する取引について、HSBC プレミア 一般取引規約を補足するものです。
2. 届出事項の変更、譲渡・質入の禁止、解約、免責事項、準拠法、管轄、規定の変更その他本規定に定めがない事項については、HSBC プレミア一般取引規約により取扱うものとします。
3. 円普通預金口座における取引、振替、送金、および外貨現金の購入に関する取引、ならびに、キャッシュカード、HSBC インターネットバンキングおよび HSBC プレミア テレフォンバンキングによる取引については、関連する各規定により取扱うものとします。
4. HSBC プレミア一般取引規約および関連する各規定と本規定とが矛盾する場合には、本規定が優先するものとします。